

福岡県糖尿病療養指導士会規約

平成 23 年 10 月 10 日

(名 称)

第 1 条 本会は、福岡県糖尿病療養指導士会（以下「本会」という。）と称する。

(構 成)

第 2 条 本会は、北九州 C D E の会、筑後糖尿病療養指導士会、福岡糖尿病療養指導士会、筑豊糖尿病療養指導士会（以下「地域 C D E の会」という。）をもって構成する。

(目 的)

第 3 条 本会は、日本糖尿病協会及び日本糖尿病協会福岡県支部（以下「県支部」という。）の活動に協力し、地域 C D E の会の連携・交流、連絡調整及び情報交換を行うとともに共通課題の研究・解決に努め、地域 C D E の会における保健活動をとおして、糖尿病に関する正しい知識の普及啓発及び糖尿病患者の Q O L（生活の質）の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会及び地域 C D E の会の発展に必要な会議の開催に関すること。
- (2) 本会及び地域 C D E の会の発展に必要な情報の収集及び調査研究に関すること。
- (3) 行政及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 地域 C D E の会の交流会、研究集会(症例検討会)、学術集会、啓発のための講習会並びに保健活動など本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(組 織)

第 5 条 本会の地域代表者は、各地域 C D E の会より推薦された者 16 名から 20 名（各地域 4 名以上）とする。

(任 期)

第 6 条 地域代表者の任期は 2 年とし再任を妨げない。地域代表者を辞任するときは、その旨を文書で会長に届けなければならない。

(役 員)

第 7 条 本会に会長 1 名、副会長 3 名、会計 2 名、監事 2 名の役員を置き、地域代表者の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(相談役)

第 8 条 本会の発展、向上を図るため相談役をおくことができる。

(運 営)

第 9 条 本会は、その運営にあたり、経費は各地域 C D E の会負担金及び県支部助成金とし、必要に応じて共催、協賛、寄付を募ることができる。

2 本会の運営は役員会で決定し、活動・業務を遂行する。

(会 議)

第 10 条 本会の会議は地域代表者会議及び役員会とする。

2 地域代表者会議は原則として年 1 回とし、会長が招集する。

3 役員会は会長が招集する。

(会 計)

第 1 1 条 本会の活動並びに会計は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとし、県支部に報告する。

(事務局)

第 12 条 本会の事務局は県支部内に置く。

(規約改正)

第 1 2 条 本規約の改正は役員会で協議し、地域代表者会議にて出席者の 2 分の 1 以上の承認を必要とする。

(補 則)

第 14 条 その他、本会の運営上必要な事項は、会長が役員会に諮り、これを定める。

【附 則】

(施行期日)

1 本会則は、平成 23 年 10 月 10 日より施行する。